

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、この条例に基づいて行われる間伐材搬出促進事業を継続することに伴い、条例の失効期限を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成23年3月31日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県林地開発条例の一部改正について

1 条例の改正理由

開発行為に伴う災害の防止及び開発行為の適正な実施を図り、森林の有する公益的機能を維持するため、引き続きこの条例による許可、指導監督及び事務手続を行うよう条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県港湾管理条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取港ポートパークの一層の利用の促進を図るため、使用料の額の見直しを行うとともに、同一の大きさの係留施設等における船舶間の使用料の額の差を解消するため、使用料の区分を改める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり船舶の長さにより定めていたポートパーク使用料の区分を係留施設又は保管施設の大きさによる使用料の区分に改め、使用料の額を引き下げる。

ア 鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋を使用する場合

改正後	改正前
長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合
長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが10メートル以上の船舶を係留する場合

イ 鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合

改正後	改正前
長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合
長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが10メートル以上の船舶を係留する場合

ウ 鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合

改正後	改正前
長さが6メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を保管する場合
長さが6メートル以上8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を保管する場合
長さが8メートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を保管する場合
	長さが10メートル以上の船舶を保管する場合

- (2) 船舶の長さにより定めていた鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合の岸壁及び物揚場の使用料の区分を廃止し、使用料の額を引き下げる。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成23年5月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、熱回収施設設置者の認定制度が創設されたこと等に伴い、当該認定制度に係る事務について新たに手数料を定める等所要の改正を行う。
- (2) 2級建築士免許証及び木造建築士免許証をICチップを内蔵した顔写真入りプラスチック携帯型免許証に変更することに伴い、手数料の額を引き上げる等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
- ア 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円
- イ アの認定の更新 1件につき20,000円
- ウ 2級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付 1件につき5,900円
- (2) 2級建築士又は木造建築士の登録に係る手数料の額を1件につき19,200円(現行 18,000円)に引き上げる。
- (3) 知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合には、(1)のウの手数料はその者に納め、その者の収入とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

市町村が処理する鳥取県進学奨励資金に関する事務については、おおむね終了したことに伴い、市町村が処理する事務から当該資金に関する事務を除くものとする。

2 条例の概要

- (1) 市町村が処理する事務から同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるものを除く。
- (2) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 電力の需給事情の変化、地球温暖化対策の推進が必要とされている現状等を踏まえ、企業局が行う電気事業に係る経営の基本について見直す。
- (2) 電気事業の用に供する発電施設として新たに袋川発電所を設け、電力の供給を開始することに伴い、当該発電施設の名称等について定める。
- (3) 工業用水の需要に対して十分な供給能力が確保されている現状に鑑み、水量メーターにより計測することによって、算定作業の効率化を図るため、工業用水道の給水料金の算定に用いる「超過使用水量」の定義を見直す。

2 条例の概要

- (1) 電気事業は、産業基盤の強化及び地球温暖化対策の推進を図るため、水力、風力等の再生可能エネルギーの利活用により、電力の供給を能率的かつ経済的に行うことを経営の基本とする。
- (2) 電気事業の用に供するため新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法を次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
袋川発電所	1,100キロワット	卸売

- (3) 超過使用水量は、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の企業管理規程で定める時間（以下「単位時間」という。）当たりの水量（特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあつては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えて得た水量）を超えて使用した単位時間における当該超過に係る水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量とする。
- (4) 施行期日は、規則で定める日とする(2)及び公布日とする(3)を除き、平成23年4月1日とする。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

看護師、医療技術員等の増員等を行い、診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員定数を1,049人（現行 1,001人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。